

建技管第 2 1 0 0 号
令和 7 年 9 月 2 5 日

関係建設業団体の長 様

さいたま市建設局技術管理課長

情報共有システムに係る取扱要領の改定について（通知）

平素より、技術管理行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市が発注する工事及び委託業務（以下、工事等）につきましては、「電子メール等を活用した工事書類等の情報共有における取扱要領」に基づき、情報通信技術の活用による情報共有に取り組んでいただいているところです。

この度、受発注者の業務効率化に向けた情報共有システムの更なる利用促進を図るため、下記の通り要領を一部改定しましたので通知します。

つきましては、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

<今回改定の基準類>

電子メール等を活用した工事書類等の情報共有における取扱要領

1 主な改定点

- ◆『委託業務』においても情報共有システムが活用可能に
→従来は工事のみでの活用でしたが、適用範囲を拡大しました。
- ◆情報共有システムを活用する工事等に『発注者が指定する案件』が追加
→当初設計金額 1 億円以上の土木工事は、原則、『発注者が指定する案件』となり、情報共有システムの活用が必須です。

※上記以外の工事等も、積極活用をお願いします。

※発注者指定の場合は、特記仕様書等にその旨を記載し（別紙記載例参照）、原則、システムを活用するものとします。

※受注者が希望する場合は、受発注者間の協議により、システムの利用を決定します。

※工期や現場条件等により情報共有システム活用による業務効率化が見込めない案件は、受発注者協議により対象外とすることができます。

◆情報共有システムに係る経費の負担等について、明確に記載しました

※工事及び委託業務の分類により、経費の計上方法が異なります。(以下参照)

電子メール等を活用した工事書類等の情報共有における取扱要領（抜粋）

第8条 システム利用に係る手続き及び経費（登録料及び利用料）は、次の各号のとおりである。

- 一 システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。
- 二 土木工事のシステム利用に係る経費は、「土木工事標準積算基準書」に基づき、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれるものとする。
- 三 営繕工事のシステム利用に係る経費は、発注者が指定する工事においては、あらかじめ共通仮設費に積上げ計上することとし、受注者が希望する工事においては、共通仮設費に積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。
- 四 「設計業務等標準積算基準書【計画調査編】」に基づき積算した、委託業務のシステム利用に係る経費は、経費の率計上分に含まれるものとする。
- 五 営繕工事に係る設計業務、監理業務、意図伝達業務のシステム利用に係る経費は、発注者指定型の業務においては、あらかじめ特別経費に積上げ計上することとし、受注者が希望する業務においては、特別経費として積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。
- 六 上記以外の工事及び委託業務におけるシステムの利用に係る経費の負担については、適用歩掛の経費に含まれない場合、別途計上するものとする。

2 適用

この要領は、令和7年10月1日以降に起工する工事等から適用しますが、契約済みの工事等であっても受発注者間の協議により適用することができます。

3 その他

『情報共有システムの選定について』

受発注者が複数の情報共有システムを利用すると業務が煩雑となるため、協会内で推奨するシステムを選定していただきますよう、御協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

建設局 技術管理課

- ・ 取扱要領全般について

技術管理係 TEL048-829-1515 内線 3594

- ・ 営繕工事に関する情報共有システム経費負担について

建築積算係 TEL048-829-1514 内線 3591

FAX:829-1988 E-mail:gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp